

華誠の法務ニュースレター

2018年12月 第6号

華誠ニュース

初回華誠フォーラム & 人工知能に関する法律及び知的財産権保護サミットが順調に終了
華誠の中国上海国際芸術祭文化演芸業界法律実務サロンが成功裏に開催

法律動向

個人所得税法実施条例及び特別付加控除暫定弁法、公開意見募集

会社商事

会社法の改訂版が可決通過、株式買戻制度が「レベルアップ」

経営コンプライアンス

中国国家薬品监督管理局、「医療機器検査作業規範」についての意見を募集

独占と競争

国家市場監督管理総局が事業者結合の申告についての指導意見などの公文書を修正

文化娯楽

国家ラジオテレビ総局が域外視聴番組の導入・伝播への管理を規範化

争議解決

最高人民法院、最高人民検査院が虚偽訴訟刑事事件の処理に関する司法解釈を公布

知的財産権

国家薬品监督管理局、改訂版の「イノベーション型医療機器の特別審査プロセス」を公布

華誠の紹介

1995年の創立以来、「誠実と信用、深慮、勤勉、進取」の企業文化の下、華誠は250名以上のエキスパートを有し、全面的なサービスを行う法律サービス集団として発展してまいりました。華誠が常に堅持してきたハイクオリティのサービス理念と広範囲にわたるサービスの提供により、世界的にも知名度のある多くの企業が各種法律意見を求める際、及び知的財産権に関するサービスを求める際には、先ず華誠をお選び頂いております。これは華誠が専門チームを構築し、クライアント様へのハイクオリティで多様なサービスの提供を続けてきたことによるものであり、全国で最も優秀な法律事務所の1つとしても選ばれ、中国トップクラスの知的財産権サービスチームの栄誉を獲得しました。

華誠法律事務所の紹介

華誠法律事務所は1995年に設立され、中国において最も早くから涉外法律サービスを提供してきた法律事務所の一つです。上海に本部を置き、北京、香港、ハルビン、蘭州、煙台、広州、シカゴ、東京などの地域にて支所又は分室を設立しております。

20年にわたり、華誠は商事戦略配置、企業運営と管理、権利商業化及び伝統的な権利行使等の業務分野での抜きん出た業績で各業界の顧客から好評を博し、認められています。華誠は顧客の商業利益を重視し、文化娯楽産業、贅沢品業、ハイテク業、軽工業、重工業及び金融先物業の何れにおいても豊富な経験を持ちます。最も早くISO9001国際品質体系標準認証を受けた法律サービス機構として、華誠はサービスプロセスと品質管理を始終厳しく徹底し、一流の涉外事務所の風格と水準を守っています。

華誠はChambers & Parters、Legal500等多数の国際的に認められた法律

評価機構から「トップクラスの知的財産法律事務所」の称号を受けています。それに、華誠は「全国優秀法律事務所」、「中国において最も信頼できる知的財産事務所」、「上海市涉外コンサル機構Aクラス資質」、「上海市契約信用A+ランク企業」、「上海裁判所初の一級破産管理人」等の資質と称号を獲得しました。

華誠知識産権代理有限公司の紹介

華誠の本部は上海に置かれ、北京及び蘭州に支社が設立されております。華誠の特許代理業務は化学、生物、医薬、機械、電子、通信、光学、物理、意匠、検索、特許有効性分析、権利侵害分析、無効宣告請求、訴訟、特許コンサルティング等を含み、クライアント様にサービスを提供する特許代理部を設立いたしました。各特許代理部の代理人は豊富な代理経験を持ち、複数の言語で直接案件を処理することができます。

また、華誠は独自に開発した業務管理システムを有し、通常のファイル管理、時限モニター機能のほか、拒絶理由通知と回答を分析し、統計する独特の機能を持っており、同統計データは代理人の業務レベルの評価と仕事改善に利用でき、かつ依頼人に特許の分析・評価用として提供することができます。

連絡先

上海事務所:

上海市徐匯区長楽路 989 号 世紀商貿広場 26 階 郵便番号: 200031

電話: (86-21) 5292-1111;
(86-21) 6350-0777

ファックス: (86-21)5292-1001;
(86-21) 6272-6366

E-mail: mail@watsonband.com;
mailip@watsonband.com

Web サイト: www.watsonband.com

北京事務所:

北京市東城区朝陽門北大街 8 号華ビル D ブック 5C 郵便番号: 100027

電話: (86-10) 66256025

ファックス: (86-10) 6445-2797

E-mail: beijing@watsonband.com
mailip@watsonband.com

香港事務所:

香港中環荷李活道 32 号 建業崇基センター 2004 号室

電話: (86-21) 5292-1111*123;
(86-21) 852-3197-0091

ハルビン事務所:

ハルビン市道里区西八道街 37 号馬迪ビル 18 階 A2 室 郵便番号: 150010

電話: (86-451) 8457-3032

ファックス: (86-451) 8457-3032

甘肅事務所:

甘肅省蘭州市雁南路 279 号 208 室
郵便番号: 730000

E-mail:gansu@watsonband.com



今期の内容

華誠ニュース

- 初回華誠フォーラム & 人工知能に関する法律及び知的財産権保護サミットが順調に終了 5
- 華誠の中国上海国際芸術祭文化演芸業界法律実務サロンが成功裏に開催…………… 5
- 日本知的財産協会 F5 研修団が華誠を訪問し、検討、交流 …………… 6
- 華誠パートナーが 2018 静安国際ビッグデータフォーラムに出席 …………… 6

法律動向

- 個人所得税法実施条例及び特別付加控除暫定弁法、公開意見募集…………… 7
- 市場監督管理総局から新たな規定、市場監督管理における行政処分手続きの統一規範を推進…………… 7
- 全国人民代表大会常務委員会にて、広告法、環境保護税法など 15 法律の改訂を決定 …… 7

会社商事

- 会社法の改訂版が可決通過、株式買戻制度が「レベルアップ」…………… 8
- 商務部が改訂版「商務分野標準化管理弁法」について公開で意見を募集…………… 8
- 「銀行業金融機関反マネーロンダリング及び反テロ資金供与管理弁法」、金融機関の監督管理の職責を明確化 …………… 8

経営コンプライアンス

- 中国国家薬品監督管理局、「医療機器検査作業規範」についての意見を募集…………… 9
- 国務院による「証照分離」改革の全国推進、展開に関する通知…………… 9
- 生態環境部、「汚染物排出許可管理条例」についての意見を募集…………… 9

独占と競争

- 国家市場監督管理総局が事業者結合の申告についての指導意見などの公文書を修正 …… 10
- 新「不正競争防止法」が今年実施されてから、独占禁止法との関係が改善…………… 10
- 国家市場監督管理総局、Linde Group 社と Praxair 社の合併を制限的条件付きで承認 …… 10



今期の内容

文化娯楽

国家ラジオテレビ総局が域外視聴番組の導入・伝播への管理を規範化……………	11
国家税務総局が映像業界の税込秩序に関する作業の規範化を要求……………	11
体育総局が「スポーツ市場ブラックリスト管理弁法」を公布、8種類の状況が規定違反に……………	11

争議解決

最高人民法院、最高人民検査院が虚偽訴訟刑事事件の処理に関する司法解釈を公布……………	12
最高人民法院が司法解釈を公布 公証済みの債権執行承諾書の執行を規範化……………	12
全国人大常委会にて改訂版の刑事訴訟法が通過 欠席審判制度の確立を決定……………	13
「最高人民法院によるインターネット裁判所の事件審理における若干の問題に関する規定」についての理解と適用……………	13
最高人民法院審判委員会全体会議が「最高人民法院による建設工事施工契約紛争事件の審理をめぐる法律の適用における若干の問題に関する解釈（二）」を審議、原則的に通過	13

知的財産権

全国人民代表大会常務委員会、特許等の知的財産権事件における訴訟手続きに関する若干の問題を明確化……………	14
国家薬品監督管理局、改訂版の「イノベーション型医療機器の特別審査プロセス」を公布 ……	14

法律声明

- ◆ 当刊行物は一般的な情況の紹介であり、特定の案件についての正式な法的意見ではないことをご了承ください。
- ◆ 当刊行物は国家知的産権局、商標局、著作権局及びその他の公的機構が公布する公告、新聞及びその他の公開文書を抜粋し、纏めたものです。
- ◆ 当刊行物は前記公的公告、新聞及びその他の公開文書の出所を明記しています。

初回華誠フォーラム & 人工知能に関する法律及び知的財産権保護サミットが順調に終了

2018年9月17日午前には2018世界人工知能大会（WAIC）が盛大に開催されてから、当日の午後、華誠律師事務所、華誠知識産権代理有限公司、上海西岸開發（集團）有限公司が共同で主催し、華政データ法律研究中心及びLCOUNCILが協賛し、智合、律新社、法盟、法培、及び律商聯迅などの多くの機関が全力でサポートした「初回華誠フォーラム & 人工知能に関する法律及び知的財産権保護サミット」が上海航匯ビル3階の会議室で成功裏に行われた。

今回の華誠フォーラムが同業者にもたらしたのは、実務経験についての交流と共有にとどまらず、最先端情報の最新の分析と検討も行われた。世界人工知能大会（WAIC）の「人工知能が新たな時代にパワーをもたらす」というテーマに応えるために、華誠は会議参加体験コーナーにおいて、特にQRコードの読取により参加者が自動でチェックインできる知能体験をアレンジし、かつ全過程でのビデオや写真のオンライン生放送を手配した。サミットが終わるまでには1万人近くが注目し、人工知能に関する法律及び知的財産権保護を扱ったこのイベントにオンラインで立ち会った。



華誠の中国上海国際芸術祭文化演芸業界法律実務サロンが成功裏に開催

10月21日午後、華誠はインターコンチネンタル上海静安で、中国上海国際芸術祭文化演芸業界法律実務サロンを成功裏に開催した。今回のサロンは、第12回中国上海国際芸術祭組織委員会オフィスが主催し、中国上海国際芸術祭の運営により、華誠律師事務所、華誠知識産権代理有限公司及び公司法務聯盟が共同で協賛した。

華誠律師事務所の主管パートナー楊軍弁護士は今回のサロンのために素晴らしい開幕の挨拶を行い、今回のイベントの幕を開けた。華誠パートナーの蔡逸奇弁護士は全過程にわたって今回のサロンの司会者を務めた。サロンは研究討論会の形を採用し、華誠パートナー弁護士とベテラン弁護士が3つの話題の司会者をそれぞれ務め、会場を訪れた招待ゲストの思考を引き出して討議を行うために、特別に招いた何名かの業界有名企業の法務や上級管理職、そしてベテラン税理士などの専門家が観点と経験を共有し、くつろいだ雰囲気の中で、現在業界内で注目されている問題を検討した。



日本知的財産協会 F5 研修団が華誠を訪問し、検討、交流

最近、F5 研修団の一行 16 名が華誠上海本部を訪問し、見学を行った。華誠創設シニアパートナーの徐申民弁護士と華誠知的財産権チームの中核的なメンバーは研修団にに対し、研修団のために主題研究討論会を開いた。

研究討論会の第一部では、主に特許権侵害訴訟に関する問題が検討され、華誠創設シニアパートナーの徐申民弁護士は研修団のメンバーに向けて、特許権侵害訴訟に関する証拠収集と訴訟手

続きを紹介し、研修団メンバーが関心を寄せている質問に回答した。第二部では、華誠のベテラン弁理士陳劍華が特許出願の実務面における日中両国の違い、及び日本から中国に特許出願を行う際に特に注意すべき事項を紹介した。陳劍華弁理士は、特許代理の分野における 20 年以上の豊かな経験を踏まえて、研修団メンバーのために専門的な見解と提案を提供した。

研究討論会で、双方は知的財産権分野における中日両国の最新動向についても交流を行い、将来的に可能性のある提携の機会を展望した。



華誠パートナーが 2018 静安国際ビッグデータフォーラムに出席

先ごろ、「2018 静安国際ビッグデータフォーラム」が上海展覽中心にて盛大に行われた。今回のフォーラムは「ビッグデータと都市知能—知能都市、データが役立つ」をテーマとして、中華人民共和国国家発展改革委員会、中華人民共和国科学技術部、中華人民共和国工業情報化部、中華人民共和国国家インターネット情報弁公室、中国科学院、中国工程院、及び上海市人民政府が主催した。

華誠シニアパートナー、華東政法大学の高富平教授、

華誠パートナーの呉月琴弁護士は今回のフォーラムに出席し、そのなかの 3 議題に参加した。1 つ目のテーマは「データ流通の個人情報保護に関する実務の最適な提議」で、個人の身分を認証できるデータを削除、変更する制度（中国語：個人情報隱身分制度）についての立法を推進するよう呼びかけることを旨とする。2 つ目のテーマは「データの開放及びデータの越境流通」の討論会で、あらゆるデータをコントロールする者に適用する越境データ移転管理制度、統一の越境データ移転禁止リスト制度、異なる越境移転管理制限政策、個人データの保護と利用の規則を制定することなどを旨とする。3 つ目のテーマは「都市知能イノベーションプロジェクトの共有会」と「健康医療情報の保護とデータ流通」で、それぞれ個人情報の保護とデータの流通、健康医療情報の処理についての規定に関するものである。



個人所得税法実施条例及び特別付加控除暫定弁法、公開意見募集

先ごろ、財政部、中国国家税務総局は、「中華人民共和国個人所得税法実施条例（改訂草案意見募集稿）」（以下、「改訂意見募集稿」という）及び「個人所得税特別付加控除暫定弁法（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」という）を公布して、社会に向けて意見を募集した。意見提出の期限は11月4日までであった。

以前と比べてみると、「改訂意見募集稿」では25条を修正し、19条を新たに加えており、今回の修正は、納税者に関わる規定の改善、中国域内を出所とする所得の範囲の改善、課税所得の範囲の改善、租税回避防止条項の追加、税金徴収管理規定の改善などに関わるものである。また、「意見募集稿」では、個人所得税法に規定する子女教育、継続教育、高額医療、住宅ローンの利息、住宅賃貸料と年老いた親の扶養などの6つの特別付加控除の原則と基準を明確にしている。そのうち、納税人の子女が学齢前教育と義務教育後の教育を受けことに係る支出は、各子女につき毎年12,000人民元（毎月1,000人民元）の基準に沿って定額控除を行う。

（出所：財務部）

市場監督管理総局から新たな規定、市場監督管理における行政処分手続きの統一規範を推進

先日、市場監督管理体制の改革と行政法執行体制の改革での必要に応じて、市場監督管理の行政処分（中国語：行政処罰、以下「行政処分」という）手続きの統一規範を急ピッチで推し進めるために、市場監督管理総局は、「市場監督管理行政処分手続暫定規定（意見募集稿）」と「市場監督管理行政処分聴取暫定弁法（意見募集稿）」を起草した。

①「市場監督管理行政処分手続暫定規定（意見募集稿）」（以下、「手続規定」という）について、「手続規定」は合計7章81条からなり、調査による証拠取得及び各タイプの証拠収集、証拠取得、証拠整理及び保管についての具体的な規則を細分化し、案件処理に関わる各段階の期限についての要求を増やし、行政処分決定に関する情報開示についての強制的要求を示し、各種法執行文書の送達方式を明確にした。②「市場監督管理行政処分聴取暫定弁法（意見募集稿）」（以下、「聴取弁法」という）について、「聴取弁法」は合計6章36条からなり、立法の主旨、基本原則、聴取の範囲、聴取の申請と受理、聴取参加者及びその権利・義務、聴取の準備及び聴取を行う各段階の手続きと要求、聴取を延期または終止する状況、聴取の記録と報告書の作成などについて、具体的に規定している。

（出所：市場監督管理総局）

全国人民代表大会常務委員会にて、広告法、環境保護税法など15法律の改訂を決定

先ごろ、第13期全国人民代表大会常務委員会第6回会議の表決によって「『中華人民共和国野生動物保護法』等の15法律の改訂に関する決定」（以下、「決定」という）が通過し、公布日から施行された。

「決定」は、野生動物保護法、大気汚染防止法、広告法、省エネルギー法、環境保護税法など15の法律の改訂を行うもので、そのうち「決定」は広告法第68条における「新聞出版ラジオ映画テレビ部門（中国語：新聞出版広電部門）」を「新聞出版、ラジオ・テレビ主管部門（中国語：新聞出版、広播電視主管部門）」に修正し、「工商行政管理部門」を「市場監督管理部門」に修正した。また、第6条など多くの条項にある「工商行政管理部門」も「市場監督管理部門」に修正した。「決定」では同時に、環境保護税法についても修正を行い、第22条における「海洋主管部門」を「生態環境主管部門」に修正し、第10条など多くの条項にある「環境保護主管部門」を「生態環境主管部門」に修正した。

（出所：中国人大網）

会社法の改訂版が可決通過、株式買戻制度が「レベルアップ」

最近、第13期全国人民代表大会常務委員会第6回会議にて「『中華人民共和國会社法』の修正に関する決定」（以下、「決定」という）が通過し、公布日から施行された。

「決定」によると、会社法第142条に規定する株式の買戻しを認める状況が次の6種類に増やされた。1、会社の登録資本の減少、2、当会社の株式を保有する他の会社と合併した場合、3、株式を従業員株式所有計画またはストック・インセンティブに用いる場合、4、株主が株主総会で決議した会社合併、会社分割に異議があるため、同株主の株式を買取るよう要求した場合、5、株式を上場会社の発行する他社株転換可能債権へと転換した場合、6、上場会社が会社の価値及び株主の権益を維持するために必要な場合。「決定」では、改訂後の会社法は更に、一部の株式買戻しの状況に対する方策決定の流れを適切に簡素化し、会社の自己株式保有量の上限を上げ、会社がい戻した株式の保有期限を延長することなどを明確にしている。

（出所：中国人大網）

商務部が改訂版「商務分野標準化管理弁法」について公開で意見を募集

先ごろ、商務部は、商務分野の標準化作業を強化し、標準化管理制度を改善し、標準化作業の法制化、規範化のレベルを高めるために、改訂版の「中華人民共和國標準化法」及び関連する付帯の管理制度に基づき、「商務分野標準化管理弁法（試行）」を改訂し、「商務分野標準化管理弁法（改訂意見募集稿）」を起草した。

「商務分野標準化管理弁法（改訂稿）」は合計7章49条からなり、第1章の総則では主に、標準の定義及びどのような時に標準を制定するかなどについて規定している。第2章の標準化作業の管理では主に、商務分野標準化作業を担当する各級の商務主管部門の職責について規定している。第3章の標準の制定では主に、標準制定の具体的な要件を規定している。第4章の標準の批准及び公布では主に、標準の届出管理及び公布の要件について規

華誠は会社商事の業務分野で豊富な経験と独特の見解を持っており、最も早くから渉外法律サービスを提供してきた法人の一つとして、1995年から、華誠は長年にわたり各種の会社商事業務に全面的に携わっており、中国のビジネスの繁栄及び中国のブランドの成長に立ち会い、かつ関与してまいりました。

華誠は上海市渉外コンサルティング機関A類資格の法人として、多くの国際的に有名な知的財産権を専門とするマスコミに非常に注目され、高く評価されている。Chambers and Partners、Asia Pacific等は全て会社商事業務分野で注目に値する中国の法律事務所

に華誠をリストアップしています。

定している。また、第5章の意見募集、第6章の標準の実施、再審査及び監督、第7章の附則部分では主に、本規定についての解釈と説明を行っている。

（出所：商務部条約法律司）

「銀行業金融機関反マネーロンダリング及び反テロ資金供与管理弁法」、金融機関の監督管理の職責を明確化

先ごろ、中国銀行保険監督管理委員会は、「銀行業金融機関反マネーロンダリング及び反テロ資金供与管理弁法（意見募集稿）」（以下、「弁法」という）を公布し、反マネーロンダリング及び反テロ資金金融資についての銀行業、金融機関の義務、監督管理部門の職責などを明確にした。

「弁法」は合計5章53条からなり、反マネーロンダリング及び反テロ資金供与についての銀行業、金融機関の義務、監督管理の職責などの明確な規定を行った。また同時に、銀行業、金融機関はマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスク管理について全面的なリスク管理システムを取り入れるべきであり、反マネーロンダリング及び反テロ資金供与の要求にコンプライアンス管理、内部統制制度を取り入れて、反マネーロンダリング及び反テロ資金供与のリスク管理システムが各製品及びサービスを全面的にカバーするよう保証することを規定した。

（出所：上証報）

中国国家薬品监督管理局、「医療機器検査作業規範」についての意見を募集

このほど、中国国家薬品监督管理局総合司は、「医療機器検査作業規範（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」という）を公布し、社会に向けて意見の募集を行っている。

「意見募集稿」では、検査機関及びその人員は、医療機器検査作業に関わる利害関係者側から独立して、検査活動の科学性、独立性などを保証すべきであり、真実でないデータ及び虚偽の結果の検査報告書を発行してはならず、検査機関及びその人員に「依頼者側、利害関係者側に不当な利益を求める」などの行為があってはならないことを指摘している。また「意見募集稿」では、検査機関は相応の医療機器検査資質を有し、または相応の登録審査部門の指定を受けた後、当該機関が受け持つ検査の範囲内で検査を行うべきであり、かつ、現行の有効な国家標準などに基づいて、検査作業を展開するのに十分な能力を有していなければならない。必要な場合は、依頼者側が提出した製品の秘術的要求事項に対する評価を行う能力を備えているべきである。「意見募集稿」では更に、検査報告書の結論は明確であるべきで、検査機関は報告書に記載した情報に責任を負うことを要求している。（出所：中国国家薬品监督管理局）

国務院による「証照分離」改革の全国推進、展開に関する通知

「証照分離」改革は上海市浦東新区の試行地区及び更なる広範囲にて試行プロモーションを行って以来、企業制度上の取引コストが効果的に下がり、顕著な成果を得た。「準入不準営（参入は許可するが営業は許可しない）」という問題を更に解明し、市場主体の活力を呼び起こし、政府機能の深刻な転換の推進を加速し、法治化、国際化、便利化したビジネス環境を構築するために、前段階の試行を基礎として、国務院は「証照分離」改革の全国推進、展開を決定した。

この改革では、営業許可証の手続きを行ったあとの証書の削減を最優先しており、減らせるだけ減らし、統合できるものは統合するよう強調している。それぞれ適切な管理方法を採用し、許可類の「証」を分離して、審査、証書発行をできるだけ減らし、「証」と「照」の機能を効果的に区分けし、「準入不準営」という難題の解明に尽力する。法に則り、企業に関わる行政審査の事項には、審査を直接取り消して、審査を届出に変更し、告知・承諾を実行して、参入サービスを最適化するなどの改革方式を推し進める。審査方法を全面的に改革し、企業に関わる「証」・「照」を簡素化し、事中事後の総合的な監督管理を強化し、政府の管理方式を刷新し、安定、公平、予想可能な市場参入許可の環境を更に確立し、市場が十分に活力を放つことにより、質の高い経済の発展を促進する。（出所：中国政府網）

生態環境部、「汚染物排出許可管理条例」についての意見を募集

最近、生態環境部弁公庁は「汚染物排出許可管理条例（草案意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」という）を公布し、現在、公開で意見を募集しており、意見の提出期限は12月6日までとなっている。

「意見募集稿」は合計7章87条からなり、その編成においては、「一証式」管理モデルの確立、固定汚染源フルカバーの実現、環境の品質の改善を核とした汚染物排出単位の主体責任の遂行の明確化などを原則的に遵守している。そのうち、申請と審査・許可書発行について、「意見募集稿」では、汚染物排出許可証の申請、審査、許可証の発行という全体的な一連の期間内に、企業が提供する必要のある資料、公開すべき情報、生態環境主管部門が受理する手続き、審査での要求、及び許可証発行に係る規定について定めている。「意見募集稿」では同時に、排出許可証の内容を明確化し、許可排出量及び許可濃度確定の原則を示しており、また、排出許可証における環境管理への要求を明確にし、排出許可証の有効期限を規定している。

（出所：生態環境部）

国家市場監督管理総局が事業者結合の申告についての指導意見などの公文書を修正

このほど、国家市場監督管理総局は「事業者結合（中国語：経営者集中、以下「事業者結合」という）の申告についての指導意見（2018年9月29日修正）」（以下、「意見」という）を修正して公布し、同時に、国家市場監督管理総局独占禁止局は「事業者結合の申告書類資料に関する指導意見（2018年9月29日修正）」、「事業者結合の簡易案件の申告に関する指導意見（2018年9月29日修正）」及び「事業者結合案件の申告名称の規範化に関する指導意見（2018年9月29日修正）」を制定した。

「意見」では、「事業者結合」、「申告基準」などの定義を明確にしており、事業者結合にいう支配権には単独支配権と共同支配権が含まれることを指摘している。新設の共同出資会社については、少なくとも2名の事業者が共同で当該共同出資会社を支配している場合は事業者結合に該当し、1名の事業者のみが単独で当該共同出資会社を支配しており、他の事業者が支配権を有していない場合は、事業者結合に該当しない。（出所：国家市場監督管理局）

新「不正競争防止法」が今年実施されてから、独占禁止法との関係が改善

先ごろ、新「不正競争防止法」が実施されたことにより、「独占禁止法」との関係が改善し、2つの法律はそれぞれの役割を果たせるようになった。新「不正競争防止法」では「独占禁止法」と切り離して、「不正競争防止法」に含まれていた、公有企業による競争排除、行政の権力濫用による競争の排除・制限、ダンピング及び抱合せ販売を含む、「独占禁止法」に係る4つの条項が削除された。このほか、「入札落札法」と切り離して、「不正競争防止法」に含まれていた入札・落札に係る条項が削除された。また、不正競争行為についての具体的な規則が改善され、不正競争行為に対する責任の認定が強化された。

新「不正競争防止法」では、不正競争行為が元の11種から7種に減らされたが、新たな7種類には主に、混同を招く商標の冒用、商業賄賂、虚偽的宣伝、営業秘密の侵害、商業的信用の毀損、不正なプレミア・キャンペーンによる販売、及びインターネットに関わる不正競争行為が含まれている。今回の改訂の注目点としては、第12条にインターネット技術を利用して実施する不正競争行為に対する規制条項を加えたこと、処罰を軽くし、減軽することを定めた第25条の条項では、経営者が本法の規定に違反して不正競争に従事した場合、違法行為の危害の結果を自主的に除去し、又は軽減したなどの法に定める情状があるときは、法に基づいて行政処罰を軽くし、又は減軽し、違法行為が軽微で、かつ速やかに是正し、危害の結果に至らなかったときには、行政処罰を与えないとしていることが挙げられる。（出所：搜狐網）

国家市場監督管理総局、Linde Group社とPraxair社の合併を制限的条件付きで承認

最近、大きな注目を集めている870億USドルにのぼる産業ガス業界の合併案件（Linde Group社とPraxair社の合併案件）について、中国国家市場監督管理総局は審査を行ったうえで、制限的条件付きで当該事業者統合に承認を与えることを決定した。

Linde Group社とPraxair社は合併により市場支配力が更に強まり、不正競争に繋がる懸念されるため、国家市場監督管理総局は「独占禁止法」第27条の規定に基づき、当該事業者統合に参加している事業者の関連市場における市場シェア、並びに同事業者の市場支配力、消費者及び他の同業事業者への影響などの面から、当該事業者統合によりもたらされる市場競争への影響を深く分析した結果、当該事業者統合は全世界のヘリウムガス、全世界の不活性の希有ガスの混合ガス、全世界のフッ素を含有する希有ガスの混合ガス、全世界の塩化水素の希有ガスの混合ガス、広東省の液体酸素、広東省の液体窒素の市場に対し、競争を排除、制限する効果を持つ、又は持つ可能性があることを認識し、よって、当該事業者統合には制限的条件を付けて承認を与えることを決定した。（出所：市場監督管理総局）

国家ラジオテレビ総局が域外視聴番組の導入・伝播への管理を規範化

先頃、国家ラジオテレビ総局が「域外視聴番組の導入、伝播の管理についての規定（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」という）及び「域外人員によるラジオ・テレビ番組制作参加の管理についての規定（意見募集稿）」を作成、配布し、社会に向けて公開で意見を募集し、意見提出の締め切りはそれぞれ 10 月 19 日、10 月 20 日であった。

「意見募集稿」では、導入する域外の視聴番組は「中国の憲法で確定された基本原則に違反し、憲法、法律、行政法規の実施に抵抗するよう扇動し、又は破壊する」などの 8 種類の内容を含んではならず、中国の国家の尊厳、栄誉及び利益に損害を与え、社会の安定に危害を加え、民族感情を傷つけるなどの活動に従事している、域外組織が制作に参加した、又は前記行為を行っている個人が参加した番組を導入、伝播してはならないと規定している。「意見募集稿」では、ラジオ・テレビ番組放送機関の各チャンネルで毎日放送する域外の映画、テレビドラマ、アニメーション、ドキュメンタリー及びその他の域外テレビ番組は、当日の当該種類の番組の総放送時間の 30% を超えてはならないことを明確にしている。「意見募集稿」はまた、如何なる組織（中国語：単位）及び個人も、域外の時事ニュース番組を導入してはならないことを強調している。（出所：中国政府法制情報網）

国家税務総局が映像業界の税収秩序に関する作業の規範化を要求

先ごろ、国家税務総局は「映像業界の税収秩序に関する作業の更なる規範化に関する通知」（以下、「通知」という）を公布した。

「通知」では、2018 年 10 月に開始し、自己検査・自己是正を行い、是正を促し、重点的に検査を行い、成果をまとめて改善するなどのステップに従って、映像業界の税収秩序を規範化する作業を段階的に推進し、2019 年 7 月末までに完了することを明確にしている。そのうち、「通知」では、2018 年 10 月 10 日から、各地の税務機関が管轄地区内の映画・テレビ番組製作会社、マネジメント会社、芸能プロダクション、タレントのスタジオなどの企業、及び映像業界の高所得の従業者に、2016 年からの所得税の申告状況について自己検査、自己是正を行うよう通知し、2018 年 12 月末までに真剣に自己検査、自己是正を行い、自主的に税金を追納した映像企業及び従業者は、行政処罰を免除し、罰金を科さないと規定している。「通知」はまた、2019 年 3 月から 6 月末にかけて、税務機関は是正を拒んだ個々の映像企業及び従業者を重点に検査し、かつ法に則り厳罰に処すことを打ち出している。（出所：国家税務総局）

体育総局が「スポーツ市場ブラックリスト管理弁法」を公布、8 種類の状況が規定違反に

先ごろ、国家体育総局は「スポーツ市場ブラックリスト管理弁法」を公布した。「弁法」では、重大なドーピング規則違反行為、安全確認を怠って重大な事故が発生した場合、「人民法院により信用喪失被執行者名簿に載せられた」場合など 8 種類の状況にある経営主体又は従業者がスポーツ市場ブラックリストに載せられることを掲げている。

「弁法」では、国家体育総局が全国のスポーツ市場ブラックリスト管理弁法の制定機関及び指導機関として、全国のスポーツ市場ブラックリスト管理制度の実施を統率すると規定しており、省クラスの各人民政府の体育主管部門がスポーツ市場ブラックリスト制度の具体的な実施部門であり、省クラスの人民政府の体育主管部門にてスポーツ市場ブラックリストに載せるか否かについて審議を行い、開示期間を確定し、当事者の陳述、弁明を受理するなどの役目を担当するスポーツ市場ブラックリストの審査委員会を設けるとしている。

「弁法」第 5 条では、該当する状況を列挙するという方法で、スポーツ市場ブラックリストに載せるべき状況を明確に規定しており、そのうち、6 つの具体的な状況が列挙され、列挙されていない状況をカバーするために 2 つの雑則的条項が記載されている。勿論、「弁法」第 5 条に言及されている状況は、いずれも法的な結論があつてはじめてブラックリストに載せることができるもので、主に行政処罰決定書、裁判所による判決などを含む、発効した法律文書を根拠とする。国家体育総局は全国各地のスポーツ市場ブラックリストの情報を公式サイトに専用欄を設けて公開する。スポーツ市場ブラックリストに載せる期間は、情状の重大さの程度によって、通常 3 ヶ月から 36 ヶ月までとなる。（出所：国家体育総局のホームページ）

最高人民法院、最高人民検査院が虚偽訴訟刑事事件の処理に関する司法解釈を公布

最近、最高人民法院、最高人民検査院は、共同で「虚偽訴訟刑事事件の処理における法律適用の若干の問題に関する解釈」（以下、「解釈」という）を公布し、同「解釈」は2018年10月1日から施行された。

「解釈」は合計12条からなっており、虚偽訴訟犯罪行為の定義、罪や刑罰を定める基準、併合罪の処罰原則、刑事政策の把握、地域管轄の確定などの面で規定している。「解釈」では、単独で、又は悪意をもって他人と共謀し、証拠の偽造、虚偽の陳述などの手段により、民事法律関係を捏造し、架空の民事紛争をでっち上げ、裁判所に民事訴訟を提起した場合、刑法で規定されている虚偽訴訟犯罪行為と認定すべきで、捏造した事実に基づいて下された仲裁裁決、公証済みの債権執行承諾書（中国語：公証債券文書）の執行を裁判所に申し立て、又は捏造した事実をもって執行の目的物に対する異議を出し、財産配分の執行に参加できるように申し立てるのは、刑法で規定されている虚偽訴訟の犯罪行為であることなどを明確にしている。また、「解釈」では、虚偽訴訟の刑事事件は虚偽民事訴訟事件を受理する裁判所の所在地、または執行裁判所の所在地にある裁判所が管轄すると規定している。（出所：最高人民法院）

最高人民法院が司法解釈を公布 公証済みの債権執行承諾書の執行を規範化

最近、最高人民法院は「公証済みの債権執行承諾書の執行における若干の問題に関する規定」（以下、「規定」という）を公布し、同規定は2018年10月1日から施行された。

「規定」では、公証済みの債権執行承諾書の執行案件に関する執行の拠所をいかに把握し、執行の申立期間をいかに計算し、執行の内容をいかに確定し、錯誤をいかに救済するかなどの問題を規範化している。「規定」では、公証済みの債権執行承諾書の執行の拠所、即ち、執行の拠所が公証済みの債権執行承諾書であることを明確にしておき、同時に、債権人が執行を申し立てた際に、履行状況などの内容を証明する証拠として、執行の証明書を併せて提出すべきであると指摘している。また、「規定」では、公証済みの債権執行承諾書が執行の拠所として備えるべき内容、及び立件を受理する基本的な要件、要求を明確にしている。実務で出ていた、救済ルートの設置が割と大まかで、裁量の基準が統一されていないなどの問題に対して、「規定」は、関連する公証手続きの法律規定に基づいて、執行しないことを申し立てられる、法定の公証手続きに重大に違反する状況について、列挙する形で規定している。（出所：最高人民法院）



全国人大常委会にて改訂版の刑事訴訟法が通過 欠席審判制度の確立を決定

最近、第 13 期全国人民代表大会常務委員会第 6 回会議にて、「『中華人民共和国刑事訴訟法』の改訂に関する決定」（以下、「決定」という）が通過し、公布日から施行された。

「決定」では、今回の改訂は監察と刑事訴訟とのつながりの改善、刑事欠席審判制度の構築、刑事事件における「認罪認罰従寛制度（罪や罰を認めた場合、刑罰を軽減する制度）」の完全化、スピード審判手続（中国語：速裁程序）の増設などに関わるものであることを明確にしている。「決定」では、元々の第 5 篇に 1 章、即ち、欠席審判手続を第 3 章として加えた。その規定によると、汚職、賄賂、犯罪事件、及び直ちに審判を行う必要のある、最高人民検察院の審査を経た、国家の安全に重大な危害をもたらす犯罪、テロ活動に関係する犯罪事件に対しては、犯罪容疑者、被告人が域外にいて、監察機関、公安機関が起訴のために事件を検察院に移送し、人民検察院が、犯罪の事実が既に調査で明らかになっており、証拠が確かで、十分で、法により刑事責任を追究しなければならないと考えた場合、人民法院に公訴を提起することができる。人民法院は審査を行った後、起訴状に犯罪事実の明確な記載があり、欠席審判手続の適用条件に符合する場合、公判を開くことを決定しなければならないと定めている。（出所：中国人大網）

「最高人民法院によるインターネット裁判所の事件審理における若干の問題に関する規定」についての理解と適用

最高人民法院は去る 2018 年 9 月 6 日に、「最高人民法院によるインターネット裁判所の事件審理における若干の問題に関する規定」（法積 [2018] 16 号、以下、「規定」という）を公布して実施を開始した。「規定」では、インターネット裁判所の管轄範囲、上訴のメカニズムと訴訟プラットフォームの構築、及びオンライン訴訟の身分認証、立件、応訴、挙証、開廷審理、送達、署名、ファイリング（中国語：归档）などの訴訟規則を規範化するという一連の作業を行っており、「規定」は、インターネット裁判所が法に基づき事件を処理し、当事者が法に従い訴訟に参加することを保障し、かつ法に基づいたインターネット空間の管理を促進するために、重要な意味を持っている。（出所：中国法院網）

最高人民法院審判委員会全体会議が「最高人民法院による建設工事施工契約紛争事件の審理をめぐる法律の適用における若干の問題に関する解釈（二）」を審議、原則的に通過

このほど、首席大法官、最高人民法院の周強院長は、最高人民法院審判委員会全体会議を招集し、「最高人民法院による建設工事施工契約紛争事件の審理をめぐる法律の適用における若干の問題に関する解釈（二）」（以下、「解釈」（二）という）を審議し、「解釈」（二）は原則的に通過した（中国語：原則通過）。

2005 年 1 月 1 日には、「最高人民法院による建設工事施工契約紛争事件の審理をめぐる法律の適用における若干の問題に関する解釈」が正式に実施されており、法律適用の統一、工事の質の保証、建築市場の規範化、各主体、とりわけ農民工（出稼ぎ農民）などの社会的弱者層の合法的権益の保護のために、重要な役割を果たしている。現在、中国の司法実務では、建設工事施工契約紛争事件の件数及び係争の訴額が大幅に上昇しており、全国の裁判所の審判に関する作業を指導するために、建設工事施工契約紛争に関する分野の司法解釈を更に踏み込んで早急に制定し、改善する必要がある。そのため、最高人民法院は複数回にわたる修正を経てきた「解釈」（二）の審議用草案を、審議のために今回の会議に提出した。「解釈」（二）の審議用草案は主に、建設工事施工契約の効力、建設工事代金の清算、建設工事の鑑定、建設工事代金の優先弁済権の行使、及び実際の施工者の権利保護などの面における問題について規定している。当該「解釈」は会議での討議の結果、原則的に通過した。また、会議では、「最高人民法院による国際商事専門家委員会工作規則」（試行）、「最高人民法院による国際商事法廷手続規則」（試行）も討議を経て通過した。（出所：人民法院新聞伝媒総社）

全国人民代表大会常務委員会、特許等の知的財産権事件における訴訟手続きに関する若干の問題を明確化

先日、「特許等の知的財産権事件における訴訟手続きに関する若干の問題についての決定」（以下、「決定」という）は、第 13 期全国人民代表大会常務委員会第 6 回会議により採択され、2019 年 1 月 1 日より施行されることになった。

「決定」は、次のことを明確にした。

一、当事者が、発明特許、実用新案特許、植物新品種、集積回路レイアウト設計、ノウハウ、コンピュータソフトウェア、独占禁止法違反等の専門的で技術性の比較的高い知的財産権関係民事事件の第一審判決、裁定に不服があり、上訴をした場合、最高人民法院で審理する。

二、当事者が、特許、植物新品種、集積回路レイアウト設計、ノウハウ、コンピュータソフトウェア、独占禁止法違反などの専門的で、技術性の比較的高い知的財産権関係行政事件の第一審判決、裁定に不服があり、上訴をした場合、最高人民法院で審理する。

三、既に法的効力が発生した上記事件の第一審判決、裁定、調解書に対して、法により再審請求、抗訴等が行われ、審判監督プロセスを適用することとなった場合、最高人民法院で審理する。最高人民法院は法により下級人民法院に再審を行う指令を出すこともできる。（出所：中国人大網）

国家薬品监督管理局、改訂版の「イノベーション型医療機器の特別審査プロセス」を公布

先日、国家薬品监督管理局は、「イノベーション型医療機器の特別審査プロセス」（以下、「審査プロセス」という）を公布した。同「審査プロセス」は、2018 年 12 月 1 日より施行される。

「審査プロセス」の主な内容には、イノベーション型医療機器の特別審査プロセスにおける特許に係る要求、審査結果の告知方法及びその内容、企業とのコミュニケーション方法等が含まれている。そして、「審査プロセス」には、下記の内容が明示されている。コア技術である発明特許の出願が既に国務院特許行政部門により公開されたものの、最終的には特許権の権利付与が認められなかったケースも存在することを配慮して、製品のコア技術の技術方案に対する事前評価を新たに取り入れた。出願人は、国家知識産権局の調査センター（中国語表記：国家知識産権局検索諮詢中心）に調査依頼を提出することができる。そして、特許の特徴および医療機器の平均的な研究開発期間を考慮した上で、イノベーション型医療機器の特別審査の申請が可能な期間として、特許の授権公告日から 5 年を超えてはならないことを明確にした。また、「審査プロセス」の中で、第 1 類医療機器に対しては届出手続きによる登録管理を実施するため、同プロセスの適用対象外とすることも明確になっている。（出所：国家薬品监督管理局）

信頼できる紛争解決達人 — 華誠法律事務所

